平成 13 年 7 目 5 日付課法 3 - 57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請 届出等の様式の制定について」(法会解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する

改	正後	改正前		
金共済団体に関する承認申請書)		(263 特定退職金共済団体に関する承認申請書)		
特定退職金	共済団体に関する承認申請書	特定退職金共済団体に関する承認申請書		
常期署受付 句	※整理番号	公部署受付分 ※整理番号		
	所在地 電話 (フリガナ)	所 在 地 電話 —		
平成 年 月 日	名 称	平成 年 月 日 (フリガナ) 名 称		
	法 人 番 号	法 人 番 号		
税務署長屬		(フリガナ) (フリガナ) 税務署長殿 ^{退職金共済事業}		
所得税法施行令第 74 条第 1 項の規定	こより承認を受けたいので、この旨申請します。	所得税法施行令第74条第1項の規定により承認を受けたいので、この旨申請します。		
退職金共済事業を開始しよう	<u> </u>	退職金共済事業を開始しようとする年月日 平成 年 月	日	
申請時において退職金共済事業へ加力 る事業者の数及び被共済者となることの 員の数	見込まれるその従業 従業員の数 人	申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数 従業員の数 従業員の数	<u>人</u>	
申請者が一般社団法人又は一般財団法申請時における理事の総数のうち、	人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。	申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してくた	ごさい 。	
一定の特殊の関係にある者 (注1) である (注1) 一定の特殊の関係のある者とは、 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしてい と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①~④以外の者でその理事から によって生計を維持しているもの ⑥ ③~⑤の者と生計を一にするこえ 親等以内の親族 (注2) 裏面5 (理事の状況) に、各理事の	理事の数が占める割合 cの者をいいます。 「その理事及びその理事と一 定の特殊の関係にある理事(左 欄①~⑥)」のグループのうち 最も人数が多いグループの人 数 (B) (B ÷ A)×100 (注) 33.3%を超える場合は、承認	申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と 一定の特殊の関係にある者 (注1) である理事の数が占める割合 (注1) 一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①~④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③~⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三		
ください。 <u>次の①又は②に該当する場合における</u>	要件を満たさないこととなります。 その年月日	親等以内の親族 (注2)裏面5 (理事の状況)に、各理事の氏名、住所等を記載して (注)33.3%を超える場合は、承認	%	
① 承認の取消しを受けたことがある場合に 受けた年月日	四和"十成 中 万 口	ください。 要件を満たさないこととなります。 承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知 昭和 年 月	В	
② 退職金共済事業を廃止したことがある場		<u>を受けた年月日</u> <u>平成</u>	H	
申請書に添付した書 3 退職金 質(該当するものの符号 4 退職金 と○で囲んでくださ との説明: 団法人に 5 退職金	供済規程 写し(一般社団法人又は一般財団法人に限ります。) 供済事業目論見書 供済事業以外に営む業務の説明書及び退職金共済事業が主であるこ 書(退職金共済事業以外の業務を併せて行う一般社団法人又は一般財 限ります。) 供済規程の基となる条例(退職金共済規程を条例に基づく規則により る市町村に限ります。)	1 退職金共済規程 2 定款の写し(一般社団法人又は一般財団法人に限ります。) 3 退職金共済事業目論見書 4 退職金共済事業以外に営む業務の説明書及び退職金共済事業が との説明書(退職金共済事業以外の業務を併せて行う一般社団法、 財団法人に限ります。) 5 退職金共済規程の基となる条例(退職金共済規程を条例に基づり定めている市町村に限ります。)	人又は一般	
. 理 士 署 名 押 印		税 理 士 署 名 押 印	(
起	長 統括官 担当者 整理簿 処理內容 承認 ・ 却下 理 通知年月日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	税 <u>条 </u>	却下.	

以	改	正	後	
---	---	---	---	--

(263 特定退職金共済団体に関する承認申請書)

特定退職金共済団体に関する承認申請書の記載要領等

1 提出部数

この申請書は、3部提出してください。

2 添付書類

この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ1部添付してください。

- ① 退職金共済規程及び退職金共済事業目論見書
- ② 一般社団法人又は一般財団法人にあっては、①のほかに定款の写し なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金 共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書
- ③ 退職金共済規程が条例に基づいて定められている市町村等は、その条例

3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「所在地」、「名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。
- (2) 「申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数」欄には、申請書を提出する時において退職金共済事業に加入することの見込まれる事業主の数及び被共済者となることの見込まれるその雇用する使用人の数を記載してください。
- (3) 「次の①又は②に該当する場合におけるその年月日」欄は、①所得税法施行令第75条第1項の規定 により特定退職金共済団体の承認の取消しを受けた後、再びこの申請書を提出する場合に、その取消し 通知を受けた日を、②所得税法施行令第75条第3項の規定により退職金共済事業を廃止した後、再び この申請書を提出する場合に、その廃止の日を、それぞれ記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署 名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- (1) 一般社団法人又は一般財団法人(特例民法法人を除きます。)については、所得税法施行令第73条第2項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。
- (2) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

5 理事の状況

<u> </u>	连争070000				
一連 番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日

- (注) 1 「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
 - 2 「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事○○(又は一連番号) の配偶者」と記載してください。
 - 3 記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。

(263 特定退職金共済団体に関する承認申請書)

特定退職金共済団体に関する承認申請書の記載要領等

正

前

1 提出部数

この申請書は、3部提出してください。

改

2 添付書類

この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ1部添付してください。

- ① 退職金共済規程及び退職金共済事業目論見書
- ② 一般社団法人又は一般財団法人にあっては、①のほかに定款の写し なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金 共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書
- ③ 退職金共済規程が条例に基づいて定められている市町村等は、その条例

3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「所在地」、「名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、 申請者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名を それぞれ記載してください。
- (2) 「申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数」欄には、申請書を提出する時において退職金共済事業に加入することの見込まれる事業主の数及び被共済者となることの見込まれるその雇用する使用人の数を記載してください。
- (3) 「承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日」欄は、所得税法施行令第75条第1項の規定により特定退職金共済団体の承認の取消しを受けた後、再びこの申請書を提出する場合に、その取消し通知を受けた日を記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署 名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- (1) 一般社団法人又は一般財団法人(特例民法法人を除きます。)については、所得税法施行令第73条第2項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。
- (2) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

5 理事の状況

一連番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日

- i) 1 「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
 - 2 「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事○○(又は一連番号)の配偶者」と記載してください。
- 3 記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。

改正	後		改	E	前
264 特定退職金共済団体に関する変更承認申請書)	(264 特定退職金共済団体に	こ関する変更承認申請書)			
性宁汨畯春北汶园伏石明十7亦可	(同 左)				
	特定退職金共済団体に関する変更承認申請書 				
分析署受付 句	※整理番号				
所 在 地 (フリガナ)	電話 一 一				
平成 年 月 日 名 称					
法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名	<u> </u>				
(フリガナ) 退職金共済事業 の 素 任 孝 氏 タ					
の貝に有れる					
所得税法施行令第74条第5項の規定により退職金共済規程の変更承	認を受けたいので、この旨申請します。 				
退職金共済規程を変更しようとする年月日 申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以					
従前の承認を受けていた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の 含む。)により、特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことはあり	分配その他の方法(合併による資産の移転を				
② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①~④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③~⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三	理事の総数 (A) 人 「その理事及びその理事と一 定の特殊の関係にある理事(左 欄①~⑥)」のグループのうち 長も人数が多いグループの人 数 (B) (B ÷ A) ×100 %				
(注2) 理事の状況について、裏面5に記載してください。 要	(注) 33.3%を超える場合は、承認 要件を満たさないこととなります。				
変更の内容 上記の変更を行うこととする事情等	容				
税 理 士 署 名 押 印	•				
機 表 · · 書 長 副署長 統括官 担当者 整 決裁 · · · 番 号 通 理欄 個 <	理通知年月日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				

改 後 正

(264 特定退職金共済団体に関する変更承認申請書)

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の記載要領等

1 提出部数

この申請書は、2部提出してください。

2 添付書類

この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ1部添付してください。

- ① 変更後及び変更前の規程(条例に基づいて規程が定められているものについては、当該条例)
- ② 一般社団法人又は一般財団法人である場合は、定款の写し なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金 共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書
- ③ その他参考となる書類

3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「所在地」、「名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、 申請者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名を それぞれ記載してください。
- (2) 「変更の内容」欄には、規程の変更の内容を項目別に簡記してください。 なお、この欄に記載しきれないときは、適宜別紙を使用して記載してください。
- (3) 「上記の変更を行うこととする事情等」欄には、規程を変更する理由その他参考となる事項を記載し
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署 名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- (1) 一般社団法人又は一般財団法人(特例民法法人を除きます。)については、所得税法施行令第73条 第2項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。
- (2) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に 関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者 の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
- (3) 平成 28 年4月1日前に特定退職金共済団体に関する承認を受けている特定退職金共済団体が、中小 企業退職金共済法第 31 条の2の規定により退職金共済事業を廃止して独立行政法人勤労者退職金共済 機構に資産の引渡しを行う場合には、「特定退職金共済団体に関する廃止届出書」を提出する前に、そ の資産の引渡しに係る退職金共済規程の変更について、この申請書を所轄税務署長に提出し、承認を受 ける必要があります。

5 理事の状況

	生于70000		ı		
一連 番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日

- 「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
 - 「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事〇〇(又は一連番号)の配偶者」と記載してください。 記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。

(264 特定退職金共済団体に関する変更承認申請書)

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の記載要領等

正

前

1 提出部数

この申請書は、2部提出してください。

改

2 添付書類

この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ1部添付してください。

- ① 変更後及び変更前の規程(条例に基づいて規程が定められているものについては、当該条例)
- ② 一般社団法人又は一般財団法人である場合は、定款の写し なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金 共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書
- ③ その他参考となる書類

3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「所在地」、「名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、 申請者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名を それぞれ記載してください。
- (2) 「変更の内容」欄には、規程の変更の内容を項目別に簡記してください。 なお、この欄に記載しきれないときは、適宜別紙を使用して記載してください。
- (3) 「上記の変更を行うこととする事情等」欄には、規程を変更する理由その他参考となる事項を記載し てください。
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署 名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- (1) 一般社団法人又は一般財団法人(特例民法法人を除きます。) については、所得税法施行令第 73 条 第2項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。
- (2) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に 関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者 の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

5 理事の状況

一連番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日
) 4 「暗· 左 、 188)				

- (注) 1 「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
 - 「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事○○(又は一連番号)の配偶者」と記載してください。
 - 3 記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。

		⊒ <i>I</i> _T	ਜ:	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
·	改	正	前 ————————————————————————————————————	
267-2 特定退職金共済団体に関する廃止届出書)		(267-2 特定退職金共済団体に関する廃止届出 (新 設)	書)	
特定退職金共済団体に関する)廃止届出書	(49) 14×7		
發展署受付 分				
	※整理番号			
所 在 地	₹			
平成 年 月 日 (フリガナ)	電話 — —			
名称				
税務署長殿 法 人 番 号 (フリガナ)				
代 表 者 氏 名	(1)			
所得税法施行令第 75 条第 3 項の規定により退職金共済事業を	廃止しますので、この旨届け出ます。			
退職金共済事業を廃止しようとする年月日	平成 年 月 日			
【参考事項】				
<u> </u>				
税理士署名押印	(1)			
起 . 署長 副署長 統括官 担当者 ※ 案	者 整理簿 番号 通信日付印			
※ ※	年 月 日 (17			
※	 規 格			
埋	A 4			

改 TF. 後 改 īF. 前 (267-2 特定退職金共済団体に関する廃止届出書) (267-2 特定退職金共済団体に関する廃止届出書) (新 設) 特定退職金共済団体に関する廃止届出書の記載要領等 1 提出部数 この届出書は、2部提出してください。 なお、中小企業退職金共済法施行規則第69条の3第2項に規定する引渡契約を締結した特定退職 金共済団体がこの届出書を提出したときは、遅滞なく、この届出書の写しを独立行政法人勤労者退 職金共済機構へ提出することとされています(同条第3項)ので、提出用2部のほか、控用を作成 し、主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する際、その控用に税務署受付印の押印を受けて ください。

2 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「所在地」、「名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号及び代表者氏名をそれぞれ記載してください。
- (2) 「退職金共済事業を廃止しようとする年月日」欄には、退職金共済事業を廃止しようとする年月日を記載してください。
- (3) 「参考事項」欄には、参考となるべき事項を記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄には、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

3 注意事項

- (1) この届出書は、特定退職金共済団体に関する承認を受けている者(所得税法施行令第73条第1項)が、その行う退職金共済事業を廃止しようとするときに主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出します。
- (2) 平成28年4月1日前に特定退職金共済団体に関する承認を受けている特定退職金共済団体が、中小企業退職金共済法第31条の2の規定により退職金共済事業を廃止して独立行政法人勤労者退職金共済機構に資産の引渡しを行う場合には、この届出書を提出する前に、その資産の引渡しに係る退職金共済規程の変更について、「特定退職金共済団体に関する変更承認申請書」を所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。
- (3) この届出書を提出した場合には、「退職金共済事業を廃止しようとする年月日」欄に記載した年月日において、特定退職金共済団体に関する承認の効力は失われます。
- (4) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」欄には、受託者の法人名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。